

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月23日
【会社名】	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ
【英訳名】	OSAKA Titanium technologies Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉 崎 康 昭
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東浜町1番地
【電話番号】	06 6413 3310
【事務連絡者氏名】	理事経営企画部長 井田 義和
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市東浜町1番地
【電話番号】	06 6413 3310
【事務連絡者氏名】	理事経営企画部長 井田 義和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2022年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社の業容の拡大及び今後の事業内容の多様化に備えるため、第2条の目的について所要の変更を行う。
- (2) 当社事業を取り巻く環境の変化に対応すべく、経営に関する意思決定の一層の迅速化を図るとともに、取締役会における経営方針・経営戦略の策定などの議論をより充実させ、更に、取締役会の監督機能を強化することを目的として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行するため、「監査等委員会設置会社」への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行う。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。

変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。

株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除する。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
杉崎康昭、高橋悟、辻正行、川福純司を取締役に選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
島本信英、飯島奈絵、山口重久、村田雅詩を監査等委員である取締役に選任する。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数が6名以内となることを勘案し、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、月額2,300万円以内(うち社外取締役分は月額100万円以内)と設定する。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
監査等委員である取締役の報酬額を月額700万円以内と設定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	230,594	1,016	0	(注)1	可決 99.2
第2号議案 取締役4名選任の件 (監査等委員である取締役を除く。)					
杉崎康昭	212,108	19,502	0	(注)2	可決 91.2
高橋悟	214,759	16,851	0		可決 92.4
辻正行	214,892	16,718	0		可決 92.4
川福純司	230,113	1,497	0		可決 99.0
第3号議案 監査等委員である 取締役4名選任の件					
島本信英	223,993	7,626	0	(注)2	可決 96.3
飯島奈絵	226,660	4,959	0		可決 97.5
山口重久	230,338	1,281	0		可決 99.1
村田雅詩	230,557	1,062	0		可決 99.2
第4号議案 取締役の報酬額設定の件 (監査等委員である取締役を除く。)	229,581	2,040	0	(注)2	可決 98.7
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定 の件	229,402	2,219	0	(注)2	可決 98.7

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上